

国民年金のお知らせ

年金手続きってどうしたらいいの？

結婚して配偶者の扶養になったら？

結婚して配偶者の健康保険の被扶養者となったら、被保険者である配偶者が事業主へ届出をする必要があります。

提出を受けた事業主が、該当する届出を日本年金機構へ提出します。

結婚して氏名や住所が変わったら？

原則、氏名変更および住所変更に関する届出は不要です。

ただし、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方や、海外居住者、短期在留外国人が氏名や住所に変更があった場合は、下記の手続きが必要です。

- ◆健康保険や厚生年金保険に加入の方は、事業主へ申し出てください。
- ◆国民年金第1号被保険者の方は、役場へ書類を提出する必要があります。

会社を退職したら、国民年金に加入しなければいけないの？

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合などの公的年金制度に加入している方を除き、自ら国民年金へ加入しなければなりません。

会社を60歳より前に退職したことにより厚生年金保険に加入しなくなった場合、役場にて国民年金の加入手続きをする必要があります。加入手続きの際には、離職票など厚生年金保険を脱退したことがわかる書類の提出が必要です。

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方はスマートフォンでも加入の手続きができます。その際にはマイナンバーカード交付時に設定した**4ケタの暗証番号**が必要になります。

海外へ出国する場合は手続きするの？

海外へ居住する場合は、国民年金の加入資格が喪失となりますので、出国前に役場にて手続きを必ず行ってください。

ただし、厚生年金保険の方や被扶養者となっている方は、配偶者の勤務先へ申し出てください。

なお、日本国籍の方であれば、申し出により国民年金の任意加入制度を利用することができます。

お問い合わせ先：町民課 年金係 ☎47-4681